

令和5年度秋田県 I C T 導入支援事業費補助金 申請前計画募集のご案内

秋田県健康福祉部長寿社会課

秋田県では、介護従事者の負担軽減や業務の効率化・生産性向上による職場定着を図ることを目的に、I C T の導入に要する経費について一部助成します。

【事業内容】

1 対象事業者

秋田県内で介護サービス事業所を運営する者

2 補助額等

(1) 補助率 1 / 2 又は 3 / 4

(2) 基準額 別紙のとおり

(3) 補助額 ① 導入経費の実支出額に補助率 1 / 2 又は 3 / 4 を乗じて得た額
② 別紙にある各区分・項目ごとの基準額
③ ①②を比較していずれか少ない方の額
(千円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額)

(4) 補助対象から除くもの

- ① 交付決定前に購入の契約を締結したもの
- ② インターネット回線使用料等の通信費
- ③ 機器のメンテナンスに要する費用
- ④ 他の補助金を受けている機器等の費用
- ⑤ 振込手数料
- ⑥ その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用

(5) 限度額 別紙別表 1 のとおり

(6) I C T 導入計画との関係

原則 1 事業所、1 回の補助とします。

(7) 対象機器等

記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能な介護ソフト及びタブレット端末など

※詳細については「令和5年度秋田県 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱」をご確認ください。

3 手続きの流れ 別紙のとおり

【申請前計画募集に係る書類の提出期限】

令和5年7月31日(月)まで

※郵送の場合は、7月31日の消印まで有効とします。

【申請前計画募集に係る提出書類及び提出方法】

1 提出書類

- (1) 令和5年度秋田県ICT導入支援事業申請前計画書
- (2) 対象機器等に係るカタログ等
- (3) 対象機器等に係る見積書の写し

2 提出方法

書類1部を郵送又は持参してください。

※提出書類については、各法人ごとに取りまとめてのご提出をお願いします。

【お申込み先】

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 (※)

秋田県 健康福祉部 長寿社会課 介護人材対策チーム

(電 話) 018-860-1364

(E-mail) choju-kaigo@mail2.pref.akita.jp

※郵送の際は、封筒の余白に「ICT補助金」とご記載ください。

別表 1

1 事業所規模（職員数）	2 基準額（1事業所当たり）
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

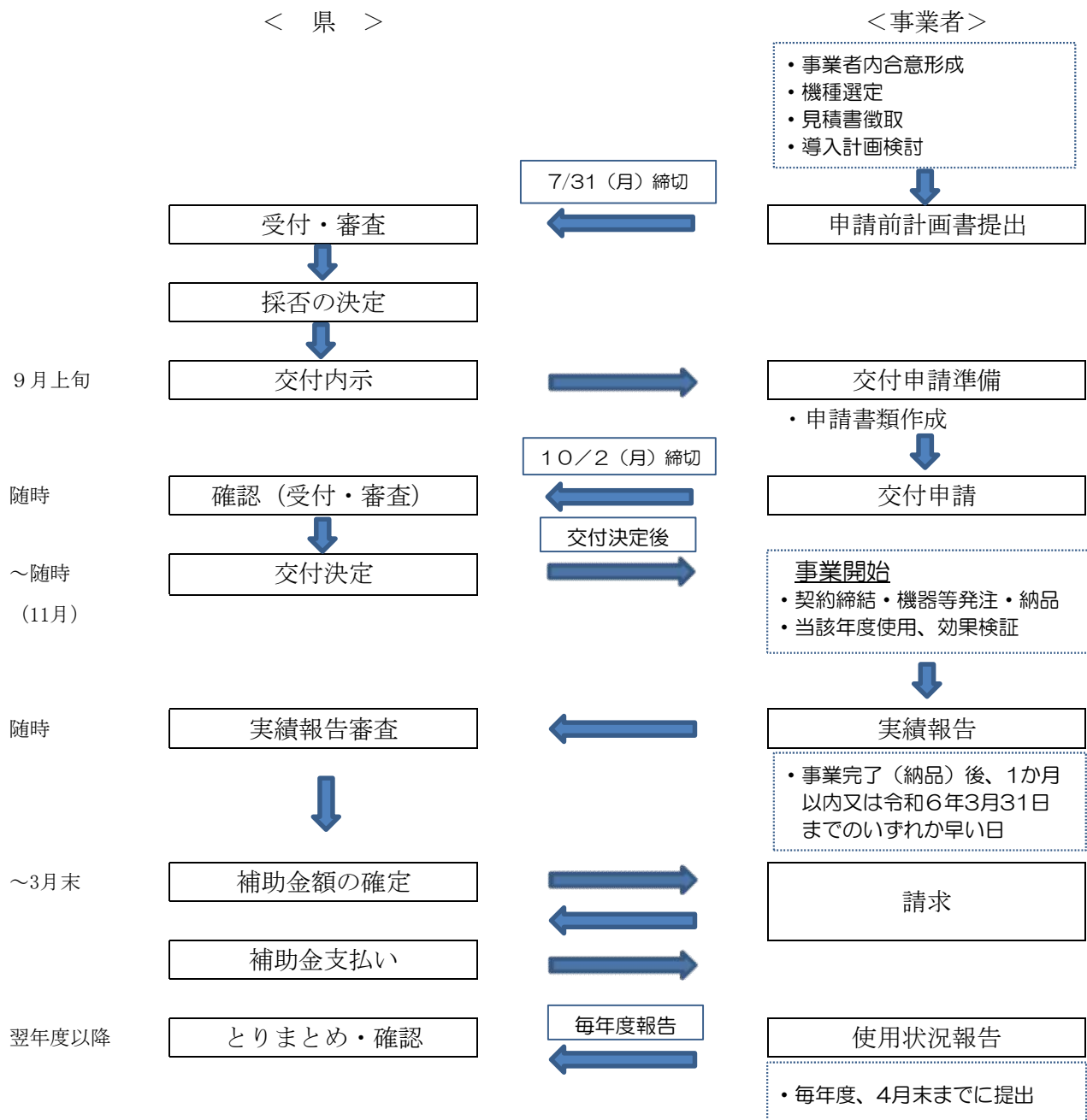
別表 2

1 区分	2 補助率
i 以下の要件のいずれかを満たす事業所に補助する場合 ・ L I F E 標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して L I F E にデータを提供している又は提供を予定していること ・ ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること ・ 文書量半減を実現させる導入計画となっていること	3 / 4
ii 上記以外の事業所に補助する場合	1 / 2

別表 3

申請上限数	1 法人当たり 5 事業所
-------	---------------

【手続きの流れ】



【留意事項】

- (1) 予算額を超える応募があった場合は、①「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」の認証事業者、②導入計画が補助率3／4となっている事業者を優先的に採択する他、公平性や補助効果などを考慮の上決定します。
- (2) 当該補助事業は、本年度中（令和6年3月31日まで）に完了（ICT機器の納品、支払い）する必要があります。
- (3) 補助金の支払いは、事業者から実績報告の提出、内容の審査・確認を経て補助金額の確定後、請求書の提出を受けてからおおむね1か月程度で事業者の指定口座へ入金となります。
- (4) ICT機器の導入効果については、厚生労働省に対して導入製品の内容や導入効果等を報告する必要があります。詳細については都度通知します。
- (5) 今回の応募で予算額に満たなかった場合は、追加募集を実施する場合があります。